

## さんごのおうち機能訓練型デイサービス

(指定地域密着型通所介護・高松市介護予防通所介護相当サービス・通所型サービス A)

(事業の目的)

第1条 株式会社Y s 健康科学が開設する機能訓練型デイサービスさんごのおうち（以下「事業所」とする）が行う指定地域密着型通所介護・高松市介護予防通所介護相当サービス・通所型サービスA（以下「通所介護」という）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師・准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従業者」とする）が、要介護・要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定通所介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護・要支援状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

一 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

- 一 名称 さんごのおうち 機能訓練型デイサービス
- 二 所在地 香川県高松市塩上町10番地5 池商はせ川ビル2階
- 三 連絡先 電話：087-834-0035 FAX：087-834-0036

(営業日及び営業時間・利用定員)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分～午後5時30分  
月曜日から金曜日までのサービス提供時間・利用定員
  - 1単位目 午前9時～午後12時15分・10人
  - 2単位目 午後1時30分～午後4時45分・10人

(事業所の職員体制)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職種	勤務体制	備考・職務内容等
管理者	常勤1名	他の職種と兼務可 事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う
生活相談員	専従する者1名以上	利用の申し込みに係る調整、地域密着型通所 介護計画書・介護予防通所介護相当サービス 通所介護計画の作成等を行う。
介護職員	専従するもの1名以上	日常生活上のサービス提供を行う。
機能訓練 指導員	専従する者1名以上	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止 するための訓練指導、助言を行う。

(通所介護の内容)

第6条 通所介護の内容は、次のとおりとする。

排 泄 : 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、  
排泄の自立についても適切な援助を行う。

入 浴 : 利用者の状況に応じて適切な入浴介助を行い、  
清潔保持の援助を行う(地域密着通所介護ご利用者対象)

個別機能訓練: 機能訓練指導員により利用者の状況に適した個別機能訓練を行う。

生活指導: 利用者の生活面での指導・援助を行う。

健康チェック: バイタルチェック・様子観察により身体状態の把握を行う。

相談及び援助: 利用者とその家族からの相談に応じる。

送 迎: 自宅から施設までの送迎を行う。サービスの利用は任意となっている。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、島しょ部を除く高松市のうち、茜町、朝日新町、朝日町、井口町、今里町、今新町、内町、扇町、鍛冶屋町、春日町、片原町、上之町、上福岡町、亀井町、亀岡町、瓦町、観光町、観光通、木太町、北浜町、楠上町、御坊町、郷東町、寿町、紺屋町、西宝町、幸町、桜町、三条町、サンポート、紫雲町、塩上町、塩屋町、城東町、昭和町、新北町、末広町、瀬戸内町、田町、多賀町、大工町、玉藻町、中央町、築地町、鶴屋町、天神前、通町、常磐町、磨屋町、中新町、中野町、西内町、西の丸町、西町、錦町、旅籠町、花園町、花の宮町、浜ノ町、番町、東田町、東浜町、百間町、兵庫町、福岡町、福田町、藤塚町、伏石町、古新町、古馬場町、本町、松島町、松縄町、松福町、丸亀町、丸の内町、南新町、宮脇町、室町、八坂町、栗林町とする。

(通所介護の利用料等及び支払いの方法)

第8条 通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割及び2割及び3割の額とする。

- 一 送迎範囲外の送迎代 20円/km 送迎費用
- 二 行事・レクリエーション参加費 実費
- 三 日常生活品費 実費
- 四 マスク代 実費
- 五 歯ブラシ 実費
- 六 セラバンド 実費
- 七 フリードリンク代 実費
- 八 健康日記 追加毎 実費
- 九 命のお守り 実費 (再購入希望者には購入毎に)
- 十 オムツ代等 リハビリパンツ 実費  
尿パット大 実費  
尿パット小 実費

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 通所介護従業者は、通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、消防法に規定する防火管理者又は防火管理についての責任者を設置して、消防計画(これに準ずる計画を含む)を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練(年二回)
  - 二 消防設備、施設等の点検及び整備
  - 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
  - 四 その他防火管理上必要な業務
- 2 事業者は、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成するとともに、当該計画に基づき、必要な訓練等を実施する。

(衛生管理及び通所介護従業者等の健康管理等)

第12条 事業者は、通所介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

一 事業者は、通所介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

一 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持等)

第14条 通所介護従業者等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

一 事業者は、通所介護従業者等であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、通所介護従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、通所介護従業者等との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第15条 管理者は、提供した通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(運営推進会議)

第16条 地域密着型通所介護事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスにするために、運営推進会議を設置する。

一 運営推進会議の開催は、おおむね6月に1回以上とする。

二 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護について知見を有する者とする。

三 会議の内容は、事業所のサービス提供内容の報告・評価、地域との意見交換・交流等とする。

四 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(事故発生時の対応)

第17条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 一 事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 二 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止)

第18条 事業者は高齢者虐待発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じる。

- 一 事業者は虐待防止のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回程度、定期的に開催するとともに、その内容を従業者に対し周知する。
- 二 事業者は、虐待防止のための指針を整備する。
- 三 事業者は虐待防止のための研修会を年2回以上、開催する。
- 四 虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合、担当ケアマネージャー、市の関連機関へ報告を行い、虐待高齢者の保護に努める。
- 五 身体的虐待をはじめ、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待が疑われる場合、事業者は速やかに関係各者に連絡を行う。
- 六 虐待防止責任者は、管理者とする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業者は、通所介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
  - 二 継続研修 年1回
- 2 通所介護従業者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
  - 3 事業者は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
  - 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社Y s健康科学役員と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年11月1日より施行する。

制定 平成27年4月1日  
改正 平成27年5月1日  
平成27年7月1日  
平成27年8月1日  
平成27年9月1日  
平成28年4月1日  
平成28年8月17日  
平成28年10月1日  
平成28年10月18日  
平成29年3月1日  
平成30年4月1日  
令和3年4月1日  
令和3年10月1日  
令和3年12月1日  
令和5年11月1日